

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

平成27年8月31日27福保子計第240号
令和元年10月17日31福保子計第796号 一部改正
令和5年6月20日5福保子計第384号 一部改正

1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の種類

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

4 実施方法等

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

① 事業の内容

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第四号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものにかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

② 実施要件

i) 対象者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める教育・保育給付認定保護者

ii) 対象となる実費徴収額の範囲

i) に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

③ 施設による代理請求・代理受領について

市町村は、特定教育・保育施設に対して、あらかじめ（1）② i) に定める対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の補助があったものとみなす。

（2）施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

① 事業の内容

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども（満 3 歳以上の者に限る。以下同じ。）が、法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満 3 歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第 7 条第 10 項第 5 号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

② 実施要件

i) 対象者

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利

用給付認定保護者であつて、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者。

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

ii) 対象となる実費徴収額の範囲

特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額

③ 施設による代理請求・代理受領について

市町村は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ（2）②i)に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食材料費に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食材料費に要する費用の補助があったものとみなす。

5 留意事項

① 4(2)にある市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の時期は、当該事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、例えば、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定と同様に、毎年6月に判明する当該年度分の市町村民税（4月から8月の利用分は前年度分の市町村民税）で判定したり、通年分を当該年度分の市町村民税で判定したりする場合も国庫補助の対象とする。

② 4(2)②(ii)における副食の提供にかかる実費徴収額の算出に当たっては、実際に要した副食費に相当する費用（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、給食提供日数を乗じて算出した額）を用いるのが基本であるが、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）においては、例外的に、下記の通り便宜的な算出方法を用いることも可能で

ある。

(参考) 副食費に相当する額の算出方法

給食の実施方法	副食費の算出方法（基本）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法（※） も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法（※） も可

※「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法の例

- 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- 一律 235 円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる）

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

附 則（5福保子計第384号）

この要綱は、令和5年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

令和5年3月31日までの実費徴収に係る補足給付については、なお従前の例による。